

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第369号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年10月12日（月） 16時00分ごろ	
発生場所	和歌山県 友ヶ島灯台から真方位049° 1,650m付近	
事故等調査の経過	平成21年12月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{こんびら} 金比羅丸、3トン WK3-21313（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{しろかげ} 白影2号、5トン未満（長さ3.38m） 235-42874大阪、個人所有【船長B】	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首船底外板に擦過傷 B 左舷船尾外板及び船外機損傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、和歌山県友ヶ島北方を南西進中、B船は、船長1人が乗り組み、流し釣り中、平成21年10月12日16時00分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約1.0m/s、視界 良好 海象：潮汐 高潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、友ヶ島北方を南西進中、操船者が日射しが眩しいのでうつむき加減で操船し、適切な見張りを行わなかったことから、B船に気付かなかった可能性があると考えられる。 B船は、魚釣りに気を取られ、適切な見張りを行わなかったことから接近するA船に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、友ヶ島北方において、A船が南西進中、B船が魚釣り中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	